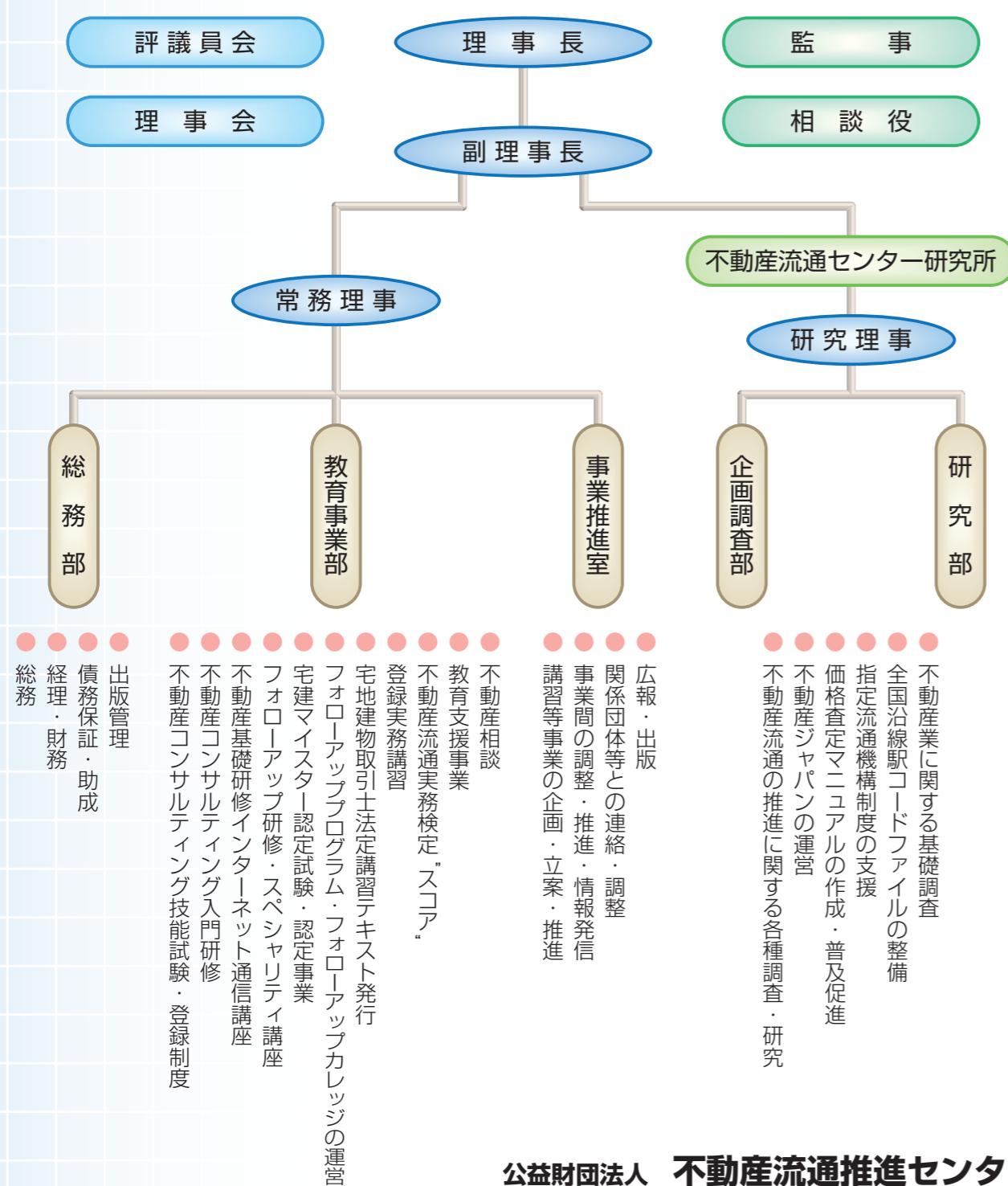


## 組織図



公益財団法人

# 不動産流通推進センター

## INFORMATION 業務のご案内

当センターは、国民生活の安定向上と不動産業の振興に寄与することを目的に、国庫補助と不動産業界などからの出資によって、昭和55年11月1日に設立されました。それ以来、円滑かつ合理的な不動産流通市場の整備及び安全・安心な不動産取引を実現する不動産業の健全な発達に関する支援を行い、一般消費者の利益の擁護と増進を図るための事業を行っています。

<https://www.retpc.jp>

# I. 経営ビジョン

## ミッション

安全で豊かな不動産流通の今日を支え、明日を創る

## ビジョン

推進センターは、不動産流通情報の充実と信頼できる人材の育成を通じて、  
安全で豊かな不動産流通の実現に貢献する、皆様のベストパートナーを目指します。

- ・不動産流通を支えるのは「情報」と「人材」です。
- ・推進センターは、不動産流通の基盤であるこれらの充実強化に努め、誰もが安全で、かつ、満足度の高い取引を行える不動産流通市場の実現を図ります。

## 行動指針

### ①挑戦

過去にとらわれない柔軟な発想をもって、常に前向きに挑戦し続けます。

### ②連携と情報発信

業務遂行に当たってはコミュニケーションと連携を大切にし、積極的な情報発信に努めます。

### ③チームスピリット

風通しの良い職場を作り、組織力を最大限に生かして一丸となって取り組みます。

### ④広い視野と専門性

広い視野を持ちつつ、各自の専門性を生かして着実に成果を上げていきます。

### ⑤誠実と信頼

何事にも誠実に取り組み、お客様に信頼される満足度の高いサービスを提供します。

### ⑥スピード感と計画的取り組み

常にスピード感を持ちつつ計画的に業務に取り組みます。

# II. 事業のあらまし

## 1 調査・研究

### (1) 不動産流通の推進に関する調査・研究の実施

不動産流通の推進・活性化及び政策展開に資するため、各種の調査・研究を実施しています。

### (2) 不動産ジャパンの運営

不動産ジャパンは、消費者の保護と利便性の向上のために構築されたインターネット上の不動産総合サイトであり、当センターが運営を行っています。

不動産ジャパンでは、不動産取引に係る知識をはじめとする各種の不動産関連情報と不動産物件情報の検索サービスの提供を行っています。

### (3) 価格査定マニュアルの作成・普及の推進

消費者が不動産の売出し価格を決定する際、不動産業者は、宅地建物取引業法に基づき妥当な市場価格の助言及びその根拠の明示を行うこととなっています。

当センターでは、安全・安心な不動産取引の実現のため、市場価格を客観的に査定するツールとして価格査定マニュアルを作成し、その普及・利用の拡大を図っています。

### (4) 指定流通機構制度の支援

宅地建物取引業法では、業者間で物件情報が円滑に流通し、最適な相手を探査する仕組み（流通機構）を定めています。

当センターでは、流通機構の物件情報登録に係る不動産流通標準情報システム（通称 REINS: レインズ）の改訂、流通機構のシステムの認定及び全国沿線駅コードファイルの整備を行っています。また、流通機構の物件登録・運営状況を集約し、HP（ホームページ）で公表しています。

## (5) 不動産取引からの反社会的勢力の排除

不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会を運営するとともに、犯罪収益移転防止ハンドブックの発行、不動産業反社データベースの運用を行っています。

## 2 不動産相談

消費者や不動産業者からの不動産取引一般に関する幅広い相談に専門の相談員が応じています。相談内容のうち他の参考となる事例については、Q&A 化し、HP で公開するとともに、書籍での出版もしています。また、研修・講習においても、取引上の留意点などとして紹介するなどの活用を行っています。

## 3 教育事業等

### (1) 講習・研修事業

インターネット（WEB システム等）を活用した通信教育講座や集合講座等多様な実施方法を採用し、継続教育の視点から学習効率の向上、受講し易さに配慮した事業を行っています。

- ① 受講者の能力レベルに対応した多様な不動産教育研修並びに不動産取引に係る周辺分野に係る研修
- ② 宅地建物取引士の登録に必要な実務経験に代わる登録実務講習
- ③ 不動産流通業に携わる人材のための教育プログラムサイトフォローアッププログラム。動画・エクササイズコーナー・コラム等さまざまなプログラムや情報をサイト上で提供しています。

### (2) 試験・登録、検定事業

不動産に関わる業務において能力証明となる試験・資格登録・検定等の事業を行っています。

- ① 不動産コンサルティング技能試験・登録制度は、不動産の取得・処分・利用・投資・事業経営等に係る高度で専門的な企画・調整・提案を行うための一定の能力を有することを証明するものです。  
当センターでは、国土交通大臣への登録に基づき試験・登録を行っています。併せて制度の周知・コンサルティング能力活用の推進・登録者への情報提供や継続教育等の事業を行っています。登録者は、「公認 不動産コンサルティングマスター」として認定されます。
- ② 実務経験等の要件を満たした宅地建物取引士を対象に宅建マイスター認定試験を実施し、安全な取引を成立させる高い能力を有する人材として合格者を「宅建マイスター」に認定しています。認定者には、プラッシュアップの機会として有益情報の提供や研修を継続的に実施しています。
- ③ 不動産流通業における安全安心な取引を実現できる実務能力のレベルを測定する不動産流通実務検定“スコア”。スコアレベルにより、当センターが実施する各講習・研修との連携をはかっています。

### (3) 教育支援事業

業界団体等に対し、研修メニュー提供、カリキュラム相談、教材提供、講師紹介・派遣等の教育支援活動を行っています。

### (4) 出版等事業

- ① 研修・講習テキスト等の出版  
当センターで作成している研修・講習用テキストの多くは、集合教育等のテキストとしてのみならず、研修の未受講者や一般消費者が入手できるようにしています。
- ② 不動産業に係る各種統計情報をまとめた「不動産業統計集」等を HP で公開しています。



## 4 債務保証・助成

不動産業者等が共同で行う下記の事業等に必要な資金の借入れについて、業者の信用を補完し、必要な資金の調達を円滑にするための金融サポートとして債務保証事業を行っています。

- ① 地域再生事業等支援事業  
地域の再生、振興、活性化等を図る事業を共同、協働で実施する資金
- ② 協業化事業円滑化事業  
不動産の証券化を目的として設置される特別目的会社が特定資産（不動産等）を取得するための資金